

(法第 10 条第 1 項第 1 号関係記載例)

## NPO 法人外国人雇用適正化委員会定款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人外国人雇用適正化委員会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を石川県小松市安宅町カ 6 に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

#### 第 3 条

この法人は、現在の外国人雇用の現状を正しく発信し、業界のイメージアップを図り、情報収集をし、外国人雇用の健全な発展と不法労働者の撲滅を目指す団体です。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 国際研修事業
- ② 外国人人材コンサルタント事業
- ③ 情報収集事業

#### (2) その他の事業

- ① モバイル代理店事業

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第 3 章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副理事長とする。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければ

ならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- (職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印

しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の30日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びそ

他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項  
（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、登記所在地の都道府県に譲渡するものとする。  
（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 福井正宗

副理事長 山崎純悟  
理事 宇藤孝則  
監事 山下幸子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 8 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 8 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 10,000 円  
正会員会費 1 口 60,000 円 (1 年間分)
- (2) 賛助会員入会金 10,000 円  
賛助会員会費 1 口 36,000 円 (1 年間分)

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

NPO法人外国人雇用適正化委員会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	福井 正宗		無し
副理事長	山崎 純悟		無し
理事	宇藤 孝則		無し
監事	山下 幸子		無し

(法第10条第1項第5号関係様式例)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

この法人は、現在の外国人雇用の現状を正しく発信し、業界のイメージアップを図り、情報収集をし、外国人雇用の健全な発展と不法労働者の撲滅を目指す団体です。

#### 現状の正確な発信

委員会は外国人雇用の現状を正確に発信し、業界のイメージを向上させます。これには、実際のデータや事例をもとに、報道や公衆に広報活動を通じて情報を提供します。

#### 制度の問題点の改善

委員会は外国人雇用に関する制度の問題点を指摘し、改善に向けた提案を行います。これにより、外国人雇用の適正化を促進し、業界全体の信頼性を高めます。

#### 外国人雇用者同士の交流、情報交換

委員会は外国人雇用者同士の交流を促進し、情報交換の場を提供し、情報収集をします。これにより、外国人雇用者が支え合い、問題解決に協力する環境を整えます。

#### 海外事情の勉強会(視察)

委員会は外国人雇用に関する海外事情を学び、ベストプラクティスを取り入れます。海外視察を通じて、日本の外国人雇用環境の向上を図ります。

#### 不法労働者撲滅

委員会は不法労働者の撲滅を目指し、違反企業の摘発に協力します。また、外国人雇用に関するトラブル相談を受け、解決策を提供する役割を果たします。

#### 一般人に対する外国人との付き合い方

委員会は一般人に対して外国人との付き合い方や異文化理解を啓蒙します。地域住民との円滑なコミュニケーションを促進します。

#### 地域住民との共生

地域住民と外国人の共生を支援するため、病院や市役所などに住民と外国人両方の相談窓口を設けます。また、交流会を通じてお互いに顔を合わせ、交流を促進します。

#### 災害時の防災コミュニティ

委員会は地域住民と外国人との協力を強化し、災害時の防災コミュニティを形成します。共同の防

災計画やリソースの共有を促進します。

#### マスコミと自治体への啓蒙活動

委員会はマスコミや自治体に対して、外国人雇用の現状を伝え、啓蒙活動を行います。誤った情報や偏見を正し、社会に適切な認識を広めます。

#### 法的問題の是正

委員会は法的な問題点を指摘し、必要な法改正を提案します。外国人雇用に関する法的な問題や疑問を解消し、違法行為の摘発を支援します。

今後外国人の増加は避けられない現実です。委員会は外国人と地域住民との共生を促進し、排除や偏見ではなく、協力と理解の道を模索します。最終的には、違反企業や不法労働者の撲滅を達成し、外国人と日本人が安全で平和な環境で共存できる社会を築くことを目指し、魅力ある国としてより優良で多くの外国人に来てもらえるよう国際協力の活動に寄与しさらに経済活動の活性化を図るために、協賛企業と協力しながら、この目標を達成する努力を続けます

## 2 申請に至るまでの経緯

令和5年12月 設立に向けた検討を開始

令和6年7月 設立総会を開催

令和6年7月23日

NPO 法人外国人雇用適正化委員会  
設立代表者 石川県小松市安宅町カ6  
氏名 福井 正宗

(法第10条第1項第7号関係様式例)

令和6年度 事業計画書

法人成立の日から 令和7年 8月 31日まで

NPO法人外国人雇用適正化委員会

1 事業実施の方針

.....

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
①国際研修 事業	① 海外研修	令和6 年11月	バング ラディ シュ	1人	3人	1000
②外国人人 材コンサル タント事業	② 実施予定なし					
③情報収集 事業	③ 情報収集	令和6 年11月	バング ラディ シュ	1人	2人	1000

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
①モバイル 代理店事業	実施予定なし				

令和7年度 事業計画書

令和7年 9月 1日から 令和8年 8月 31日まで

NPO法人外国人雇用適正化委員会

1 事業実施の方針

.....

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① 国際研 修事業	① 海外研修	令和7 年11月	バング ラディ シュ	1人	3人	1000
② 外国人 材コンサル タント事業	② 国内での外国人雇用セミナー	令和7 年8月 から適 時	日本国 内	1人  1人	30人  2人	1000
③ 情報収 集事業	③ 情報収集	令和6 年11月	バング ラデシ ュ			1000

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
① モバイル 代理店事業	モバイル代理店の営業	適時	日本国 内	1	0

令和6年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和7年8月31日まで

NPO法人外国人雇用適正化委員会  
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	700,000		
賛助会員受取会費	1,380,000		
		2,080,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
モバイル事業収益			0
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			2,080,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
出張費	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	800,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
情報収集費用	1,000,000		
その他経費計	1,800,000		
事業費計		2,000,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,000,000
当期経常増減額			80,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			80,000
設立時正味財産額			80,000
次期繰越正味財産額			80,000

令和7年度 活動予算書  
令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

NPO法人外国人雇用適正化委員会  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	700,000		
賛助会員受取会費	2,760,000		
		3,460,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
モバイル事業収益			0
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
			0
経常収益計			3,460,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
出張費	400,000		
人件費計	400,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	1,600,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
情報収集費用	1,000,000		
その他経費計	2,600,000		
事業費計		3,000,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,000,000
当期経常増減額			460,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			460,000
前期繰越正味財産額			80,000
次期繰越正味財産額			560,000